

令和 5 年度

第 2 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 5 年 5 月 8 日(月) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 00 分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積計画（6 月 1 日公告）の決定について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 非農地証明申請について

各委員の出欠状況

席番	氏 名	出席	欠席	席番	氏 名	出席	欠席
1	植木 登夫	○		13	明賀 美伸		○
2	原田 實夫	○		14	藤原 富雄	○	
3	堀江 唯雄	○		15	柳生 卓三	○	
4	木村 英宗	○		16	高坂 勝博	○	
5	三吉 和宏	○		17	金本 篤子	○	
6	増谷 克則	○		18	前田 憲二	○	
7	入谷 弘之	○		19	道下 和子	○	
8	財間 敏行	○		20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	宮崎 譲	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達	○		24	名越 光紀		○

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役 職	氏 名	出席	欠席	役 職	氏 名	出席	欠席
(本 庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	松島 寛治		○
係 長	中村 征巳	○		主 任	小田 正儀	○	
主 任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主 事	細川 美加	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主任主事	影山 和祈	○	
出張所長	森田 一徳		○	(比和出張所)			
主 任	沖田 普耶	○		出張所長	坂口 登		○
				主 任	加川 元暁	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	佐々木 敏也	○		出張所長	今西 隆行		○
主 事	辻 健作	○		主 任	荻原 綾乃	○	

事務局長	ただ今より、令和５年度第２回庄原市農業委員会総会を開催いたします。（午後１時３０分） 本日は１３番明賀委員 ２４番名越委員から欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。 それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第６条の規定により、議長を務めていただきます。
議長	（挨拶） それでは、会議を開会させていただきます。 ただ今の出席委員は２２名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。 続きまして本日の議事録署名者を指名させていただきます。１６番高坂委員さん、１７番金本委員さん、よろしくお願いいたします。 それでは、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号８から１５の８件について事務局からの説明を求めます。
事務局員 （本庁）	資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略）
議長	以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見を受けます。何かございますか。 （なしという声） ないようですので採決に移らせていただきます。 それでは「農地法第３条の規定による許可申請」について、受付番号８から１５の８件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。 （なしという声） それでは受付番号８から１５の８件について申請の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、許可されました。

	続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画(6 月 1 日公告)の決定」について上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局員 (本庁)	農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和 5 年 4 月期の申し出分については、「令和 5 年 6 月 1 日公告 利用権設定内訳」のとおりです。 今回は利用権設定の一般分が合計 29 件 109,031 m²となっております。 以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。
議長	以上で説明が終わりました。しばらく資料にお目通しください。 皆様よりご質疑・ご意見等はございますか。
18 番前田委員	整理番号 18 番の貸し手の住所「●●」は「○○」の間違いではないか。
事務局員 (口和出張所)	整理番号 18 番の貸し手の住所は「○○」が正しいです。
議長	みなさん訂正をお願いします。
10 番前田委員	整理番号 12 番の地目は「畑」となっているが、借賃は「米」でよろしいのでしょうか。
20 番島津委員	内容を確認したところ、現状は「畑」ですが、米で払いをしてほしいとのことでしたので、宜しくをお願いします。
議長	他にございませんか。 (なしという声) ないようですので採決に移らせていただきます。 「農用地利用集積計画の決定」について、提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。 続きまして、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について上程いたします。

事務局員 (本庁)	受付番号 7 から 18 の 12 件について事務局からの説明をお願いいたします。 (説明 以下 概要) 受付番号 7 位置等：説明資料の 4、5 から 17 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：区域外のため不要 受付番号 8 位置等：説明資料の 4、18 から 21 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：区域外のため不要 受付番号 9 位置等：説明資料の 4、22 から 25 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み 受付番号 10 位置等：説明資料の 4、26 から 29 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み
----------------------	---

	受付番号 11 位置等：説明資料の 4、30 から 33 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：区域外のため不要 受付番号 12 位置等：説明資料の 4、34 から 37 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：区域外のため不要 受付番号 13 位置等：説明資料の 4、38 から 41 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：区域外のため不要 受付番号 14 位置等：説明資料の 4、42 から 45 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：区域外のため不要 受付番号 15 位置等：説明資料の 4、46 から 49 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金
--	--

事務局員 (西城出張所)	他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み 受付番号 16 位置等：説明資料の 50、51 ページに記載 転用事由：駐車場 資金計画：全額自己資金 他 法 令：河川占用許可手続き中 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：区域外のため不要 受付番号 17 位置等：説明資料の 52、53 ページに記載 転用事由：進入路、駐車場 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：区域外のため不要
事務局員 (総領出張所)	受付番号 18 位置等：説明資料の 54、55 から 58 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み
議長	以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見等を受け付けます。 何かございますか。
3 番堀江委員	この度は多くの太陽光の申請がありました。 受付番号 7 番の現地確認で感じたことは、ほとんどが売買で業者に売するという状況です。 地元の人が何を警戒するかというと、今まで共同で作業していた農道と水路の部分です よね。これを業者が管理してくれるのかと。業者がするわけないですね。

	今まで受益者が、共同、共有部分で作業していたものが、今後、どう管理していくかという課題がみえた。業者と共同作業部分をどう管理していくのか話をしていく必要がある。
9 番森兼委員	太陽光について西城では、1 種農地を狙って業者が設置しようとする動きがある。業者は農地について勉強してもらいたい。申請すれば簡単に設置できるという認識でなく、申請前に該当農地を調べて問題の起きないようにしてもらいたい。
5 番三吉委員	受付番号 14 について、資料 42 ページに記載のある「※点線は都市計画決定情報 都市計画道路」の意味を教えてください。
事務局員 (本庁)	空間が非常に空いておりましたので、担当課に確認をしました。都市計画されている道路があり、若干空き幅が広いと説明を受けましたので、そのことを載せております。
5 番三吉委員	農業委員会への 5 条申請時に都市計画区域の計画情報が入っている場合は、別の届け出が必要じゃないですかね。
事務局員 (本庁)	都市計画区域につきましては、都市計画法の関係がありますので、必要な手続きについては、直に都市整備課に確認に行ってもらってます。
5 番三吉委員	農業委員会 5 条申請書類の中で都市計画法に基づく用途指定している場合、計画情報が確認できる書類を添付する必要がなかったのでしょうか。
事務局委員 (本庁)	都市計画法の中でのことなので、都市整備課で確認をしてくださいとご案内をしております。
5 番三吉委員	都市整備課での照会結果を農業委員会の 5 条申請時に、添付書類として提出する必要はないのでしょうか。
事務局委員 (本庁)	農業委員会では確認できませんので、必要なら提出書類として提出を受けておきたいと思います。
議長	この間視察に行った世羅町で、設置に関するガイドラインをいただいておりますが、本市においても必要ではないかと思います。 ほかに質問がありますでしょうか。

	(なしという声) ないようですので採決に移らせていただきます。 それでは「農地法第5条の規定による許可申請」受付番号7から18について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、許可されました。 それでは、議案第4号「非農地証明申請について」を上程いたします。 受付番号3から9の7件について、事務局から説明をお願いします。
事務局員 (本庁)	(説明 以下 概要) 受付番号3 位置等：説明資料4・59から60ページに記載 潰廃事由：耕作困難な場所なので耕作放棄した。 現地確認：現地は低木、笹が繁茂しており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。 受付番号4 位置等：説明資料4・61から63ページに記載 潰廃事由：父が高齢となり、耕作困難となった。 現地確認：現地は低木、笹が繁茂しており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。 受付番号5 位置等：説明資料4・64から65ページに記載 潰廃事由：水利不便のため笹が繁茂した。 現地確認：現地は田んぼの痕跡らしきものはなく、低木、笹が繁茂しており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。
事務局員 (東城出張所)	受付番号6 位置等：説明資料66から67からページに記載 潰廃事由：高齢者のため作業が困難となり、農地として利用していない。 現地確認：現地は草木が繁茂しており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。
事務局員 (口和出張所)	受付番号7 位置等：説明資料68から69ページに記載 潰廃事由：耕作放棄し、農地として利用していない。 現地確認：現地は低木、笹が繁茂しており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。

事務局員 (比和出張所)	受付番号 8 位置等：説明資料 70 から 71 ページに記載 潰廃事由：道幅が狭くトラクター等が入ることが困難となり、耕作放棄し農地として利用していない。 現地確認：現地は低木、笹が繁茂しており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。
事務局員 (総領出張所)	受付番号 9 位置等：説明資料 54. 72 ページに記載 潰廃事由：高齢ため耕作困難となり、農地として利用していない。 現地確認：現地は低木、雑草が繁茂しており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。
議長	以上で説明が終わりました。 何かご質問・ご意見等ございますか。 ないようですので採決に移らせていただきます。 「非農地証明申請」について、受付番号 3 から 9 の 7 件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (なしという声) 挙手全員、申請のとおり証明することに決定されました。 以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議をすべて終了いたします。 ・会長報告 引き続き「その他」について事務局の説明を求めます。
事務局員 (本庁)	(その他事項について資料にて説明) ・農地利用最適化推進委員の追加募集の結果と今後のスケジュールについて
議長	以上事務局からの報告でした。 みなさんからご質疑、意見等はございますでしょうか。

事務局員 (本庁)	協議事項についてお願いします。 協議事項 (協議事項について資料により説明) ・最適化活動の点検評価等について ・研修会について ・今後の主な日程 について報告を行った。
議長	皆様の方から何かございませんか。 (なしという声) 以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第2回農業委員会総会を閉会といたします。(午後4時00分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和5年5月8日

議長
(道下 和子) _____

16番委員
(高坂 勝博) _____

17番委員
(金本 篤子) _____